

CJRP Discussion Paper Series

訴訟利用調査における裁判利用に 対する意見と期待

ー自由回答データのテキスト分析ー

佐藤伸彦

立命館大学先端総合学術研究科

No.12

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

訴訟利用調査における裁判利用に対する意見と期待 —自由回答データのテキスト分析—

佐藤伸彦

〔要旨〕

本稿では、訴訟利用調査の自由回答データを用いて、訴訟利用者が民事裁判に対していかなる期待を持ち、どのような意見を持っているのかを計量テキスト分析と呼ばれる手法を用いて分析する。時間的・経済的コストや精神的・心理的な負担と関連する語などが原告・被告に共通して頻出する一方、裁判の専門性や結果に関する語が原告に多く、裁判の利用経験に関する語が被告に多い。また、「早く紛争を解決させる」「利益を守る」といった語が共通してみられるが、特に代理人付被告で「社会正義の実現」を期待する意見が見られた。もっともコード化されなかった意見の中には、裁判に関する知識や経験のなさから裁判が身近に感じられない、敷居が高いとする意見が見られる。また、裁判に関する知識を教えてほしいといった意見もあった。民事裁判を利用しやすいものとするには、経済的・時間的なコストだけでなく、裁判に関する知識や経験といった部分も不可欠である。

1 はじめに

「超高齢社会における紛争経験と司法政策プロジェクト」の一環として行った「司法についての意識調査」は、2014年に全国の地方裁判所で終了した事件から無作為に抽出した1,500件の当事者に実施した訴訟利用経験を対象とする調査（以下、訴訟利用調査とよぶ）である。訴訟利用調査は、2005～2006年に実施された人々の裁判利用にかかわる大規模な調査（科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」〔研究代表者：村山眞維〕。以下「民事紛争全国調査」）の後続調査の位置づけにあたる。10年が経過した現在までの社会および司法制度の変化を踏まえつつ、紛争行動の対応を総合的・実証的に解明することを目的とし、その結果は、日本の民事裁判制度をよりよいものに改善するための基礎資料として活用しようというものである。

そうした日本の民事裁判制度のさらなる改善を図るためには、民事裁判に対する利用者の期待や意見を踏まえる必要があろう。そこで、本稿では、訴訟利用者調査では、民事裁判制度についての意見を自由回答で聞いていることから、訴訟利用者の民事裁判に対する意見についての自由回答の分析を試みる。また、訴訟利用者の裁判に対する期待についての選択肢回答の形式で質問項目が設けられており、これら裁判に対する期待が民事裁判についての意見にもあらわれているかどうかや、その他民事裁判についてどのような意見があるのかについても検討したい。

2 民事裁判制度についての意見

民事裁判制度を利用した当事者は、利用経験を踏まえて、どのような意見をもっているの

だろうか.訴訟利用調査では、「日本の民事裁判制度についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください」という質問を自由回答の形式で用意している.そこで、以下、当事者の民事裁判についての意見を分析する.

2.1 方法

自由回答のような質的データの分析は、「分析方法が標準化ないし規格化されているとは言い難い面」(佐藤(郁) 2015: 81)があり、定量的な把握のしづらさや解釈の恣意性が問題と指摘されてきた(小林他 2012; 町田 2019).もっとも、自由回答は、選択肢回答には表れない「回答者の潜在的なニーズを抽出することができる」(公益財団法人大学コンソーシアム京都・京都市 2016: 55)ものでもある.定量的な把握のしづらさや解釈の恣意性といった問題を克服する試みの一つとして、テキストマイニング(Text Mining)と呼ばれる分析手法がある.テキストマイニングとは、質問票調査の自由回答などの「テキストデータを計算機で定量的に解析して有用な情報を抽出するためのさまざまな方法の総称」(松村・三浦 2014: 1)である.また、テキストマイニングでは、定量的に分析することで、視覚化して示すことができるようになる(牛澤 2019).

本稿では、テキストマイニングを行うためのソフトウェアのうち、樋口耕一が開発・公開してきたフリーソフトウェアである KH Coder を用い、樋口(2020)の「計量テキスト分析」¹にならって分析を進める.計量テキスト分析とは、「計量的分析手法を用いてテキスト型データを整理または分析し、内容分析(content analysis)を行う方法」(樋口 2020: 15)であり、コンピュータにより自動で抽出された語を、恣意的な操作をできるだけ避けてデータを探索する段階 1 と分析者の関心に従ってコーディングを行い、仮説的に分析する段階 2 の 2 つの手順によって整理・分析するものである.また、随時、必要に応じて、テキストデータに戻って語の使われ方や組み合わせを確認する.

分析に先立ち、文字化けなどの前処理を実行し、複合語を検出・確認し、強制抽出語を指定した.これは、例えば、「弁護士」と「会」と分かれてしまう組織を表す複合語「弁護士会」など、分析上複合語とするのが望ましい語を抽出するためである.また、明らかな誤字の修正や表記ゆれの統一も行った.

分析に用いた裁判についての意見に関する自由回答のデータは、代理人付原告 124 件、代理人付被告 34 件、本人訴訟原告 20 件、本人訴訟被告 33 件であった.総抽出語数は、4311 語であった.民事裁判制度についての意見全体の出現回数の分布は、異なり語数(n)=1379, 出現回数の平均=3.13, 出現回数の標準偏差=10.99 であった.

2.2 分析結果

表 1 は、原告・被告を合わせた当事者全体の民事裁判の意見についての自由回答にあらわれた頻出語の上位 50 語である.

¹ 分析にあたっては、他に、牛澤(2019)や岡部(2015)、河野・岡部(2015)も参照した.

表 1 民事裁判制度についての意見（全体）の頻出語上位 50 語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
裁判	109	解決	18	社会	11
思う	97	原告	18	証拠	11
弁護士	86	言う	18	納得	11
裁判官	40	出来る	18	判断	11
時間	35	聞く	17	負担	11
相手	35	和解	16	感じ	10
感じる	29	裁判所	15	書く	10
人	29	良い	15	専門	10
判決	27	問題	13	相談	10
民事裁判	26	経験	12	大きい	10
多い	25	個人	12	被害者	10
費用	24	日本	12	弁護士費用	10
必要	24	理解	12	利用	10
今回	23	話	12	意見	9
制度	22	結果	11	行う	9
自分	21	考える	11	出る	9
被告	20	高い	11		

まず、民事裁判についての意見を問うものであったため、「裁判」や「民事裁判」は多く見られる。

次に、「費用」「弁護士費用」「時間」「高い」「負担」といった語がみられる。「高い」がどのような語と用いられているか、コロケーション統計²を用いて確認した。コロケーション統計では、左右 5 語の近い位置に頻出している語ほどスコア大きくなり、検索語との関連が強い（牛澤 2018）。検索した「高い」の近くに位置した語は、29 語であった。特に、「弁護士費用」が「高い」とする一方、裁判や弁護士に対する「ハードル」「敷居」が「高い」という形でもみられる（表 2 参照）³。

また、「判決」「結果」「納得」「判断」といった裁判所の判断や結果にかかわる語もある。このうち、コロケーション統計を用いて「納得」の語を確認したところ、抽出された 23 語が左右 5 語以内に位置していた。そのうち、「ない」や「がたい」という否定を表す語との組み合わせがみられた（表 3 参照）⁴。

² コロケーション統計とは、検索した抽出語の左右 5 語のどの位置にほかのどのような語が出現しているのかを示すものである（樋口 2020）。

³ そのほか、「1 回の裁判が短い。口頭弁論が少ない」という意見や「年度により弁護士の質の高さが判る」という意見もあった。

⁴ 以下、コロケーション統計は、抽出された語のうち、スコアの大きい 5 語を示した。

表 2 「高い」のコロケーション統計

N	抽出語	合計	左合計	右合計	スコア
1	感じる	2	0	2	2
2	弁護士費用	4	4	0	2
3	ハードル	2	2	0	1
4	敷居	2	2	0	1
5	利用	1	0	1	1

表 3 「納得」のコロケーション統計

N	抽出語	合計	左合計	右合計	スコア
1	ない	7	1	6	3
2	判決	3	2	1	1.083
3	行く	2	0	2	1
4	がたい	1	0	1	0.5
5	形	1	0	1	0.5

さらに、「聞く」「意見」という語もある。表 4 は「聞く」が、表 5 は「意見」が、それぞれどのような語と用いられているのかについて、コロケーション統計の結果を示したものである。「聞く」の語は、抽出された 27 語のうち、「ない」や「話」「意見」「ほしい」「配慮」が近くに位置している。「ない」の 5 語のうち、2 語は「聞く」＋「ない」という形で出現していた。また、「意見」は、左右 5 語以内に 22 語が抽出され、「双方」＋「意見」や「意見」＋「聞く」という形で用いられていた。

表 4 「聞く」のコロケーション統計

N	抽出語	合計	左合計	右合計	スコア
1	ない	5	3	2	1.867
2	話	5	5	0	1.833
3	意見	3	3	0	1.167
4	ほしい	2	0	2	1
5	配慮	1	0	1	1

表 5 「意見」のコロケーション統計

N	抽出語	合計	左合計	右合計	スコア
1	双方	3	3	0	1.5
2	聞く	3	0	3	1.167
3	特に	1	1	0	1
4	裁判	2	1	1	0.7

5	ぬ	2	1	1	0.533
---	---	---	---	---	-------

意見を聞いてほしいという意見は、双方の意見を聞いてほしいという裁判に対する意見と弁護士に対する意見としてとしてあらわれていた。そのほか、裁判の経験がないので意見は特にないというものや、裁判所の事務方と思われる者が「審議中の事案に個人的な意見を廊下で述べていた」というものもあった。

さらに、「専門」という裁判の専門性にかかわる語や「和解」という語もみられる。

ここまで、原告・被告を合わせた当事者全体の自由回答の頻出語についてみてきた。それでは、原告と被告の間では頻出上位語にあらわれる語に違いがみられるであろうか。表6は、原告・被告ごとに抽出した頻出語上位各30語である。

表6 民事裁判制度についての意見（原告・被告）の頻出語上位各30語

原告					
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
裁判	76	言う	17	和解	12
思う	68	制度	17	原告	10
弁護士	57	今回	16	聞く	10
裁判官	30	自分	16	結果	9
時間	24	判決	15	高い	9
相手	24	費用	15	証拠	9
多い	20	被告	14	専門	9
必要	20	人	13	被害者	9
民事裁判	18	解決	12	負担	9
感じる	17	出来る	12	問題	9
被告					
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
裁判	33	原告	8	出来る	6
思う	29	民事裁判	8	被告	6
弁護士	29	考える	7	利用	6
人	16	今回	7	良い	6
感じる	12	裁判所	7	感じ	5
判決	12	書く	7	自分	5
時間	11	聞く	7	出る	5
相手	11	解決	6	制度	5
裁判官	10	経験	6	多い	5
費用	9	言う	6	知る	5

表7 「時間」のコーケーション統計（原告・被告）

原告	被告
----	----

N	抽出語	合計	スコア	N	抽出語	合計	スコア
1	費用	6	3	1	証明	2	1
2	要する	3	1.5	2	裁判	2	0.833
3	裁判	2	1.333	3	費用	2	0.833
4	審理	1	1	4	問題	2	0.75
5	無駄	2	0.75	5	無駄	2	0.7

表 8 「費用」のコロケーション統計（原告・被告）

原告				被告			
N	抽出語	合計	スコア	N	抽出語	合計	スコア
1	時間	6	3	1	人	5	1.7
2	起こす	2	1.2	2	時間	2	0.833
3	負担	2	1.2	3	会社	1	0.5
4	言う	2	1	4	出る	1	0.5
5	持つ	1	1	5	法的	1	0.5

原告・被告ともに、「費用」、「時間」という裁判にかかるコストと関連する語がみられる。また、「判決」「解決」といった語も共通している。表 7 は「時間」、表 8 は「費用」の原告・被告それぞれのコロケーション統計のスコアの大きい 5 語である。「時間」と「費用」をそれぞれ検索語としたコロケーション統計の結果、総抽出語数は「時間」が 44、「費用」は 46 であった。原告においては、「費用」と「時間」のスコアが大きく、「要する」「無駄」「負担」といった語もスコアが大きい。被告の場合も、「費用」と「時間」がそれぞれスコアの大きさでは上位にあり、「時間」が「無駄」という意見があったことがわかる。

一方、「和解」「結果」「高い」「証拠」「専門」「被害者」「負担」といった語は、原告の頻出語であった。この結果から、裁判所による和解、証拠や裁判の専門性に関する意見、原告側の負担に関する意見、裁判の結果に対する意見があったことが読み取れる。また、「裁判所」「経験」「利用」「良い」といった語は、被告の頻出語である。表 9 は、被告の「利用」のコロケーション統計の結果である。スコアの大きさから、「利用」＋「にくい」という形で用いられていたことがわかる。また、「経験」については、「裁判」や「不足」「僅か」といった語がある。これらの結果から、被告では、裁判経験の少なさに言及した意見があることがわかる。

表 9 「利用」（被告）のコロケーション統計

N	抽出語	合計	左合計	右合計	スコア
1	にくい	3	0	3	1.5
2	通常	1	1	0	1
3	良い	1	1	0	1

もあった。代理人付被告の特徴語としては、「裁判所」や「判決」がある。本人訴訟被告では、あまり裁判の「経験」がないことや「経験」を通じた利用者が「感じた」意見が広く一般に書かれているものと考えられる。

対応分析の結果において、特に代理人付原告で、とりわけ経済的・精神的な負担に言及されているのは、代理人付という形で裁判にのぞんだ実感から特に問題として認識されたことにあると推察する。代理人付被告は、原告から裁判を起こされた側として裁判にかかる費用や精神的負担以上に裁判の結果としての判決に関心が置かれたのではないだろうか。

3 民事裁判制度についての意見と民事裁判に対する期待

前節では、「民事裁判についての意見」の頻出語や種別ごとの頻出語の特徴をみた。「民事裁判についての意見」には、少なからず民事裁判に対する期待も裁判への意見や要望として反映されていると思われる。

訴訟利用調査では、「裁判を起こすと決めたとき（本件の訴えが原告によって提起され裁判を行うことになったとき）、裁判に何を期待しましたか」に対する質問事項として用意された 11 項目に、それぞれ「1 期待した」から「5 期待しなかった」という 5 段階スケールの質問が置かれている⁵。そこで、「民事裁判についての意見」の自由回答の抽出語をもとに、「裁判に何を期待したか」という 11 の質問事項をコードとしてコーディングルールを設定し、抽出語リストを参照しながらコーディングを実施した（*がコード）。表 6 は、コーディングルールの一例である。

表 11 コーディングルールの例

*社会正義の実現
正義 or 悪 or 公平 or 公正 or 不公平 or 平等 or 正当 or 正しい or 正邪
*権利を守る
権利 or 損害賠償 or 義務 or 責任 or 弁済 or 履行 or 債権 or 債務 or 親権
*紛争を早く解決させる
短期間 or 迅速 or 速やか or 時間 or 短縮 or 早い or 早期 or 簡略 or 短期
*相手と話し合いの場をもつ
（話し合う and not 妥協）or 議論 or（相手 and 示談）
*相手との関係修復
通う or（相手 and 払う）or（円満 and 解決）
*白黒をはっきりさせる

⁵ 民事裁判制度に対する利用者の期待に関する先行研究としては、訴訟利用調査の先行調査にあたる民事紛争全国調査における当事者の訴訟行動調査と一般人調査を比較分析した垣内（2010）がある。訴訟行動調査は、訴訟利用調査と同じ質問を用意しているものの、「事実関係をはっきりさせる」を除いた 10 項目について 5 段階で回答させる選択肢回答ある点に注意されたい。

勝訴 or 敗訴 or 勝つ or 負け or 証拠 or 証明
*利益を守る
利益 or 損 or ごね得 or お金 or 費用
*相手をこらしめる
懲罰 or 罰 or 制裁 or 強制力 or 罰則 or 批判
*非を認めさせる
非 or 自白
*裁判官に話を聞いてもらう
(聞く and (話 or 意見 or 声) and not 友人) or (一言 and 聞く)
*事実関係をはっきりさせる
事実 or 実態 or 真実 or 実情 or 矛盾 or 裏づける or 明らか or ウソ

コーディングルールに従って設定された各コードが含まれる文書数の頻度と原告・被告の裁判についての意見に占める割合の単純集計が、表 7 である。結果、コード化した 11 項目のうち、原告は「紛争を早く解決させる」、被告は「利益を守る」が民事裁判についての意見として最も期待されていた。次いで、原告は「利益を守る」、被告は「社会正義の実現」が多かった。被告においては、「紛争を早く解決させる」も 20.9%であり、民事裁判に対する期待として比較的言及されていた。一方で、「相手との話し合いの場をもつ」や「相手との関係修復」のコードが付与された文書は、原告・被告ともに頻度も割合も少ない。被告においては、「非を認めさせる」に言及された意見はみられず、「相手をこらしめる」もほとんど言及されていなかった。

種別ごとにみていくと、民事裁判についての意見として、代理人付原告は「紛争を早く解決させる」、代理人付被告は「社会正義の実現」、代理人付被告および本人訴訟被告は「利益を守る」に多く言及されていた。「利益を守る」は、他の種別でも言及される傾向にある。代理人付被告の自由回答では、「紛争を早く解決させる」も言及される傾向にあった。

表 12 コーディング結果の単純集計

原告			被告		
コード名	頻度	%	コード名	頻度	%
*社会正義の実現	13	9.03%	*社会正義の実現	17	25.37%
*権利を守る	12	8.33%	*権利を守る	5	7.46%
*紛争を早く解決させる	39	27.08%	*紛争を早く解決させる	14	20.90%
*相手と話し合いの場をもつ	2	1.39%	*相手と話し合いの場をもつ	1	1.49%
*相手との関係修復	1	0.69%	*相手との関係修復	2	2.99%
*白黒をはっきりさ	12	8.33%	*白黒をはっきりさ	6	8.96%

せる			せる		
*利益を守る	30	20.83%	*利益を守る	18	26.87%
*相手をこらしめる	6	4.17%	*相手をこらしめる	1	1.49%
*非を認めさせる	5	3.47%	*非を認めさせる	0	0.00%
*裁判官に話を聞いてもらう	8	5.56%	*裁判官に話を聞いてもらう	3	4.48%
*事実関係をはっきりさせる	11	7.64%	*事実関係をはっきりさせる	5	7.46%
#コード無し	50	34.72%	#コード無し	25	37.31%
(文書数)	144		(文書数)	67	

表 13 コーディング結果のクロス集計（原告）

	代理人付 原告	本人訴訟 原告	合計
*社会正義の実現	12 (9.68%)	1 (5.00%)	13 (9.03%)
*権利を守る	10 (8.06%)	2 (10.00%)	12 (8.33%)
*紛争を早く解決させる	37 (29.84%)	2 (10.00%)	39 (27.08%)
*相手と話し合いの場をもつ	2 (1.61%)	0 (0.00%)	2 (1.39%)
*相手との関係修復	0 (0.00%)	1 (5.00%)	1 (0.69%)
*白黒をはっきりさせる	9 (7.26%)	3 (15.00%)	12 (8.33%)
*利益を守る	25 (20.16%)	5 (25.00%)	30 (20.83%)
*相手をこらしめる	6 (4.84%)	0 (0.00%)	6 (4.17%)
*非を認めさせる	4 (3.23%)	1 (5.00%)	5 (3.47%)
*裁判官に話を聞いてもらう	8 (6.45%)	0 (0.00%)	8 (5.56%)
*事実関係をはっきりさせる	10 (8.06%)	1 (5.00%)	11 (7.64%)
ケース数	124	20	144

表 14 コーディング結果のクロス集計（被告）

	代理人付 被告	本人訴訟 被告	合計
*社会正義の実現	11 (32.35%)	6 (18.18%)	17 (25.37%)
*権利を守る	3 (8.82%)	2 (6.06%)	5 (7.46%)
*紛争を早く解決させる	10 (29.41%)	4 (12.12%)	14 (20.90%)
*相手と話し合いの場をもつ	0 (0.00%)	1 (3.03%)	1 (1.49%)
*相手との関係修復	1 (2.94%)	1 (3.03%)	2 (2.99%)
*白黒をはっきりさせる	3 (8.82%)	3 (9.09%)	6 (8.96%)
*利益を守る	9 (26.47%)	9 (27.27%)	18 (26.87%)
*相手をこらしめる	1 (2.94%)	0 (0.00%)	1 (1.49%)
*裁判官に話を聞いてもらう	1 (2.94%)	2 (6.06%)	3 (4.48%)
*事実関係をはっきりさせる	2 (5.88%)	3 (9.09%)	5 (7.46%)
ケース数	34	33	67

一方、いずれのコードにも分類されなかった抽出語から構成される文書（「#コード無し」）は、原告が 34.72%，被告が 37.31%を占めた。コード無しとされた意見は、コード化された 11 項目の期待では捕捉できない意見であり、どのような意見があったのか見ておきたい。コード無しの意見には、次のようなものがあった。

まず、「解決するためには不可欠」や「満足している」といた意見がある一方、「期待しない方がいい。解決は出来ない。裁判で解決したケースはない。再度する人が多い」、あるいは「利用しにくい」といった意見もあった。また、「裁判などしたくない」や「裁判等の事はやらないで済む生活が最高です。相手に持ちかけられれば仕方がないのでしょうか」といった、できるならば裁判に関わりたくないといった意見もみられた。

次に、「裁判所（担当部？）、裁判官によって当たりはずれがあるな、という印象」や「弁護士事務所の大きさや実績及び有名、有能さが裁判の優劣に大きく関わるように思えます」といった意見もあった。「判例に従い裁判の結果は大きく左右されていると思います。ケースバイケースでの判断も重要だと思います」「判例をベースにしすぎ、と思ったけど、意外と人間味があって良かった」といった裁判所の判断の柔軟性に関する意見もあった。

さらに、「民事裁判と云われても裁判の制度自体しらないのでわかりません」「今回初めてで、弁護士も1人しか知らないのではわからない」といった裁判制度に関する知識不足や経験不足について示す意見もあった。また、たとえば、「裁判についての知識が全然なくて、被告人という言葉に恐怖を覚えます」や「今までこういった経験がないと、どうしても裁判という言葉だけでもハードルが高く感じてしまうと思う。普通に暮らしていると裁判や弁護士、司法というのは遠い世界のように感じていて、いざ自分が巻き込まれると冷静な判断が難しかったし心理的な負担がとても大きかった」といった裁判に関する知識不足・経験不足からくる不安や心理的な負担を記述しているものもあった。そうした知識不足や経験不足に対して、「今回はこちらの納得のいく内容で和解できましたが裁判の制度を細かく理解出来るような、方法を教えてほしい」や「自分の身の廻りに起こるこまった事に対してのわかりやすい民事判例が知らされてたら、身近に裁判が感じられ、又めんどくさいと思わないと思う」といった裁判制度や判例に関する知識を教えてほしいといった意見もみられた。

なお、少数ではあるが刑事裁判と民事裁判との比較からの回答している意見がみられた。また、裁判員裁判を例に、極端に言えば、「民事裁判でも裁判員裁判で行った方がよい」という意見もあった点にも触れておきたい。

法や法制度に詳しくない訴訟利用者にとっては、「判例」の意義がみえにくく、判例ののっとった判決は柔軟性がないものとみえたようである。また、裁判に関する知識不足や経験不足が、少なからず、特に専門的な知識が必要とされる裁判に対する敷居を高くし、当事者の心理的な負担としてあらわれているのではないだろうか。こうした裁判に関する知識不足や経験不足に対する不安や心理的な負担は、できるならば裁判に関わりたくないといった意見とも無関係ではないように思われる。

4 おわりに

ここまでの分析をまとめると次のようになる。

第一に、頻出語やコロケーション統計の結果から、裁判にかかる時間的・経済的コストを要するといった意見のほか、精神的・心理的な負担が大きいといった点について言及する意見もみられた。そのほか、原告では裁判所による和解、証拠や裁判の専門性、裁判の結果、被告では民事裁判制度の利用しにくさに言及するものも少なくなかった。第二に、裁判についての期待については、原告・被告ともに「早く紛争を解決させる」「利益を守る」が多くみられたが、被告、特に代理人付被告で「社会正義の実現」を期待する意見が多く見られた。第三に、コードが付与されなかった裁判についての意見を具体的に見てみると、裁判所あるいは裁判官や弁護士の質に関する意見や裁判所の判断の柔軟性についての意見が見られた。そのほか、裁判制度に関する知識不足や経験不足について示されるだけでなく、裁判経験や知識がないことによる不安など裁判への高い心理的ハードルを示す意見も見られた。

費用や時間だけでなく、裁判を利用して知識不足・経験不足を感じ取った意見が寄せられたことは、これまでの制度改革の成果のみならず、今後の制度改革の方向性を考える上で注目される。司法制度改革審議会意見書（2001）において、利用者の費用負担の軽減や民事法律扶助制度といった裁判所へのアクセス拡充や司法の相談窓口・情報提供などの裁判所の利便性の向上が提言されて以降、法テラスが設立されるなど司法アクセス拡充が重要課題

の一つとして推進されてきた。もっとも、訴訟利用当事者の裁判についての意見を踏まえれば、情報提供や経済的な負担を軽減するだけでは、市民にとって利用しやすい裁判するものとしては不十分である。裁判制度に関する知識不足や経験不足からくる精神的・心理的な負担の軽減も不可欠であると思われる。裁判に関する十分な知識や経験がなければ、裁判にかかる精神的・心理的な負担を軽減していくことにはつながらないだろう。そこで、裁判に対する精神的・心理的な負担を解消・軽減するために、法や法制度に対する教育・学習機会のさらなる普及・推進が望まれる。

この点について、司法制度改革審議会意見書（2001）でも司法教育の充実が提言されており、いわゆる「法教育」の普及・推進の取り組みも重要課題の一つであろう。しかし、「法教育」は学校教育を中心とするものであり、必ずしも体系的なものはでない（佐藤（伸）2020）。学校教育を卒業した段階以降も継続して法や司法について学び、必要な情報を提供する取り組みとして「生涯学習としての法教育」といった構想も必要かもしれない。

〔文献〕

牛澤賢二（2019）『やってみようテキストマイニング—自由回答アンケートの分析に挑戦！—』朝倉書店。

岡部大祐「計量テキスト分析の基礎」田崎勝也編著『コミュニケーション研究のデータ解析』（ナカニシヤ出版）189-201 頁。

垣内秀介（2010）「民事訴訟の機能と利用者の期待」ダニエル・H・フット＝太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法Ⅲ 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会，93-115 頁。

河野康成・岡部大祐「計量テキスト分析の応用」田崎勝也編著『コミュニケーション研究のデータ解析』（ナカニシヤ出版）203-216 頁。

公益財団法人大学コンソーシアム京都・京都市（2016）「平成 27 年度『市民生活実感調査』に係る分析結果」2018 年 3 月「未来の京都創造事業」

小林祐司，寺田充伸，佐藤誠治（2012）「テキストマイニングを活用したアンケートにおける自由回答の分析と生活環境評価」日本建築学会系論文集第 77 巻第 671 号，85-93 頁。

佐藤郁哉（2015）「質的データ分析の基本原理と QDA ソフトウェアの可能性」日本労働研究雑誌 No.655 81-96 頁。

佐藤伸彦（2020）「学習指導要領における法教育の現状と課題—国民的基盤の確立の準備としての法教育」市川正人ほか編著『現代日本の司法—「司法制度改革」以降の人と制度』日本評論社，247—260 頁。

司法制度改革審議会（2001）『司法制度改革審議会意見書—21 席の日本を支える司法制度』

樋口耕一（2020）『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して〔第 2 版〕』ナカニシヤ出版。

町田佳世子（2019）「質的研究におけるテキストマイニング活用の利点と留意点—活用研究の検討と頻出単語の特徴をもとに—」札幌市立大学研究論文集第 13 巻第 1 号 47-53 頁。

松村真宏・三浦麻子（2014）『人文・社会科学のためのテキストマイニング〔改訂新版〕』誠信書房。